

～あなたの大切な人と財産を守るために～

# 自筆証書遺言書 保管制度

# 相続登記に関する説明会

## ●自筆証書遺言書保管制度

- ・制度の内容とその利用方法について説明します  
自筆証書遺言書とは？ 法務局に預けるメリットとは？

## ●相続登記

- ・相続登記の方法について説明します  
相続登記に必要な書類は？



遺言書ほかんガルー

参加無料  
事前予約

開催日

令和7年 5月22日(木)  
6月26日(木)  
7月24日(木)  
8月21日(木)  
9月25日(木)  
11月20日(木)  
12月18日(木)  
令和8年 1月22日(木)  
2月20日(金)  
3月18日(水)

時間

10:00～11:00  
自筆証書遺言書保管制度(40分)  
相続登記(20分)

会場・お申込み先

支局は本局から  
ウェブ中継！

富山地方法務局(富山市牛島新町11番7号 ☎076-441-0550)  
魚津支局(魚津市本町1丁目3番2号 ☎0765-22-0461)  
高岡支局(高岡市中川1丁目5番22号 ☎0766-22-2327)  
砺波支局(砺波市苗加353番地2 ☎0763-32-2361)

**予約のお申込みは、参加希望の会場で、お電話又は窓口で承ります。**

※予約は、各開催日の前日(前日が閉庁日の場合はその前日)正午まで受け付けます。  
(定員になり次第締切り)

※一部の支局では開催しない日程がありますので、お電話又は窓口でご確認ください。

# 富山地方法務局からのお知らせ

イベント開催中!  
裏面を見てね!!



法務局が遺言書を  
保管する

## 自筆証書遺言書保管制度の利用について

### STEP 1 あなたの意思や想いを伝えるために遺言書を作成しましょう。

#### ～ 遺言書を作成するメリット ～

遺言は、自分の財産を誰にどのように残したいか、自分の意思や想いを確実に伝えるための方法です。遺言書を残しておくことで、以下のようなメリットが期待できます。

- ★遺言書で相続分を指定しておけば、相続に関するトラブルを未然に防ぐことができます。  
また、相続人間で遺産分割協議書を作成する必要がなく、相続手続を円滑に進めることができます。
- ★あなたの財産を相続人以外の人に贈与することができます。
- ★財産に関するだけでなく、ご家族や大切な方への最後の手紙として、あなたの想いを伝えることができます。

### STEP 2 自筆で作成した遺言書を法務局に預けましょう。

#### ～ 自筆証書遺言書保管制度とは ～

自筆証書遺言書保管制度は、自筆で作成した遺言書を、法務局が長期間大切に保管・管理する制度で、「安心」「簡単・安価」「親切」の3つの特色があります。



#### 安心

- ★法務局で長期間大切に保管することで、遺言書の紛失や改ざんを防ぎます。  
遺言者の死亡後、遺言書の原本は50年間、画像データは150年間大切に保管します。
- ★遺言書が方式不備で無効になることを防ぎます。  
法務局職員が、民法の定める自筆証書遺言の方式について外形的な確認を行ないます。

#### 簡単・安価

- ★家庭裁判所での検認が不要です。
- ★保管の手数料は3,900円のみです。

#### 親切

- ★2つの通知制度で遺言書を保管していることを相続人等にお知らせします。
  - 遺言者が指定した方への通知 (指定者通知)  
遺言者からの事前の申出に基づいて遺言者の死亡後に遺言者が指定した方に、遺言書が保管されていることを通知します。
  - 関係遺言書保管通知  
遺言者の死亡後、相続人等のうちあなたかお一人が、遺言書の閲覧や証明書の交付を受けた場合、その他の相続人等全員に、遺言書が保管されていることを通知します。
- ★相続人等に遺言書の内容が確実に伝わります。  
遺言者の死亡後、相続人等は遺言書情報証明書の請求や遺言書の閲覧を行うことができます。

## 令和6年4月1日から 相続登記の申請が義務化されました!

土地・建物を相続したときは、相続登記が必要です。



法務省HP

- |         |               |                 |
|---------|---------------|-----------------|
| 富山地方法務局 | ☎076-441-0550 | (富山市牛島新町11番7号)  |
| 魚津支局    | ☎0765-22-0461 | (魚津市本町1丁目3番2号)  |
| 高岡支局    | ☎0766-22-2327 | (高岡市中川1丁目5番22号) |
| 砺波支局    | ☎0763-32-2361 | (砺波市苗加353番地2)   |